

## 日本語教育の推進に関する法律案 概要 (令和元年6月28日公布・施行)

### 目的(第一条関係)

(背景)日本語教育の推進は、  
・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する  
・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

(目的)多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

### 定義(第二条関係)

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動(外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。)をいう。

### 基本理念(第三条関係)

- ①外国人等に対し、その希望、置かれてある状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意欲についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

### 国の責務等(第四条―第九条関係)

・国の責務・地方公共団体の責務・事業主の責務・連携の強化・法制上、財政上の措置等・資料の作成及び公表

### 基本方針等(第十条・第十一条関係)

・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。  
・地方公共団体は、基本方針を参照し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

### 基本的施策(第十二条―第二十六条関係)

#### 国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- ・外国人留学生等に対する日本語教育
- ・外国人等の被用者等に対する日本語教育
- ・難民に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

#### 海外における日本語教育の機会の拡充

- ・海外における外国人等に対する日本語教育
- ・在留邦人の子等に対する日本語教育

#### 日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

#### 地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

#### 日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

#### 日本語教育推進会議等(第二十七条・第二十八条関係)

- ・政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議を設ける。
- ・関係行政機関は、日本語教育推進関係者会議を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、合議制の機関を置くことができる。



6月20日  
参院文教委員会

超党派の  
日本語教育推進議員連盟  
事務局長の馳は  
法案提出者として答弁に!

過去に、外国人労働者を使い捨て

- 1990年以降、日系ブラジル人等の2世3世が「定住者」として就労期限なく来日。いわゆる3Kの仕事の人手不足を補う目的で。
- しかし、2008年リーマンショックによって日系人の多くが雇止め。結果、仕事も住居も失い、子どもは不就業状態に。
- 超少子化社会、生産年齢人口減少が深刻化する中で、外国人が「働きたい」と思える国にするためにも日本語教育は国策として必要。

課題は、日本語教育の担い手不足

- 例えば「私は」と「私が」の違いを、外国人に教えるには日本語の専門家が要。つまり、「日本語教育は」日本の「国語」とは異なる。
- 現在その専門家(日本語教師)は全国に約4万人。無償が60%で、有償も低給与。高齢化して担い手不足に。
- 外国人住民数が少ない自治体(日本語教育の「空白地域」)に暮らす外国人は45万人以上。

本法律は、外国人のためだけじゃない

- ドイツ、カナダ、韓国等では400〜900時間以上の集中的な言語教育機会を提供(無償又は低価格)。
- 在留外国人が日本社会に適応自立すれば、社会全体の安定や活性化に寄与。
- その国(日本)に暮らす日本人・外国人全ての人々にとって必要な投資。多様な文化を尊重した活力ある共生社会が実現。

本法律のポイント

- ①外国人等に日本語教育を受ける機会を最大限に確保
- ②国・自治体に日本語教育を推進する責務
- ③企業も雇用外国人・家族に日本語教育の支援責務

本法律の背景

- ①新たな外国人労働者の受け入れ(特定技能外国人)で、2024年までの5年間で最大345,150人増加。
- ②在留外国人数は273万人。日本語学習者は24万人(5年前より72%増加)に対し日本語教師は4万人しか(5年前より15%増加)。

## 今通常国会 後半 での国会活動記録

総理を筆頭に大臣等に要望書・提言書を申し入れ!!!



7月25日

菅官房長官 オウム対策議連要望申し入れ



6月25日

鈴木大地スポーツ庁長官 メンタルトレーニング議連 提言申し入れ



6月3日

ジャパンスポーツオリンピックスクエア視察



5月28日

経産省 関芳弘副大臣 スポーツ立国調査会提言申し入れ



5月28日

文科省 永岡桂子副大臣 スポーツ立国調査会提言申し入れ



5月23日

安倍総理 教育再生本部提言申し入れ